

近世ノリッジの聖ジョージ・カンパニー

唐 澤 達 之

St. George's Company in Seventeenth and Early Eighteenth Century Norwich

Karasawa Tatsuyuki

Abstract

St. George's Company was a social organization authorized to manage the inaugural feast on Guild day in early modern Norwich. This article examines its structure, social functions and members' mentalities. Members of the company consisted of constituents of the city government such as aldermen and common councillors and sufficient citizens elected by freemen of each ward. The company strengthened the social unity among the ruling elite through cooperative management of mayoral ceremonies and gave opportunities for aspiring citizens to advance their political career in the city. In the late seventeenth and the early eighteenth centuries, however, despite an increase of enrolled members, many members requested to be discharged from bearing the feast and gradually lost their loyalty to the company. It suggests changed mentalities of citizens having organized civic feasts and gives a clue to understand the characteristics of urban communities in early modern England.

はじめに

近年の研究は、イングランド近世都市において中世以来の共同体組織が果たした役割について再評価する傾向にある。たとえばロンドン史研究の成果によれば、16世紀後半のロンドン社会は、ギルド、教区、区などの制度化された共同体組織、その他制度化されていない近隣集団などの部分共同体が都市政府によって重層的・複合的に統合された都市共同体として描かれた¹。

ところで、こうした16世紀後半の都市共同体が、17世紀から18世紀初頭にかけてどのように変

1 坂巻清「近世ロンドン史研究の動向と課題——「危機」と「安定」を中心に——」イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』（刀水書房、1999年）；拙稿「イギリス近世都市共同体論の一動向」道重一郎・佐藤弘幸編『イギリス社会の形成史——市場経済への新たな視点——』（三嶺書房、2000年）を参照。

容していくのかについては、未だ検討の余地があると思われる。一方では、王政復古以降において統治エリートの一体性の喪失による「分裂した社会」への変容を指摘する見解もあれば、他方では、都市のアイデンティティの確立を重視する観点から、中世以来のフリーメン制度やギルド制度の意義を重視する見解もある²。

そこで、本稿は、ノリッジの聖ジョージ・カンパニーを題材として、中世以来の共同体組織が17世紀から18世紀初頭にかけて変容・解体していくプロセスを検討する。当カンパニーの起源は、中世後期に都市の支配層を中心として結成されたフラタニティである聖ジョージ・ギルドにさかのぼることができる。このギルドは、1417年に法人格を獲得していたことや、都市政府の構成員との結びつきが強かったこともあり、宗教改革期のチャントリ解散令にも関わらず解体されず、近世には市長就任式を運営する共同体組織として1732年まで存続した³。以下、当カンパニーの議事録⁴を主として利用しながら、組織、構成、機能について検討したあと、カンパニーの社会的統合力について役職忌避の問題を手がかりとしながら検討を加えたい。

1. 組織・構成

カンパニーの運営の中心となるのは、1名のオルダマン、12名の参事12 persons、2名の評議員 counselor、2名の監査役 auditor、1名の収入役 treasurer、4名の宴会役 feastmaker であった⁵。これらの役職のうち宴会役以外の役職は、ヨハネの祝日（6月24日）の直前の月曜日に選出され、宴会役はその翌日に選出された。オルダマンには前年度の市長が就任し、12名の参事は、前市長、新市長、前オルダマンがそれぞれ2名を指名し、指名された計6名がさらに6名を指名して選出された。2名の評議員と2名の監査役のうち、それぞれ1名は前市長と新市長とオルダマンが、もう1名は参事が指名した。収入役は、参事がオルダマンの助言にしたがい指名した。

宴会役は、12名の参事が前年度の4名の宴会役と相談して2名の宴会役を指名し、この2名がさらに2名の宴会役を指名することになっていた。しかし、宴会役を指名する会合に次年度の宴会

2 G. S. de Krey, *A Fractured Society: The Politics of London in the First Age of Party, 1688-1715* (Oxford, 1985); J. Barry, 'Civility and Civic Culture in Early Modern England: The Meanings of Urban Freedom', in P. Burke, B. Harrison & P. Slack eds., *Civil Histories: Essays presented to Sir Keith Thomas* (Oxford, 2000); P. Withington, *The Politics of Commonwealth: Citizens and Freemen in Early Modern England* (Cambridge, 2005).

3 創立から1547年までの当ギルドの刊行史料として、M. Grace ed., *Records of the Gild of St. George in Norwich 1389-1547, Norfolk Record Society Publications*, IX (Norwich, 1937)がある。聖ジョージ・ギルド（カンパニー）に関する研究としては、15世紀について、B. McRee, 'Religious Gilds and Civic Order: The Case of Norwich in the Late Middle Ages', *Speculum*, 67 (1992); do., 'Peacemaking and its Limits in Late Medieval Norwich', *English Historical Review*, no. 109 (1994)が、宗教改革期について、M. C. McClendon, 'A Moveable Feast: Saint George's Day Celebrations and Religious Change in Early Modern England', *Journal of British Studies*, XXXVIII (1999); 拙稿「イングランド近世都市におけるフラタニティの変容——16世紀後半ノリッジの聖ジョージ・カンパニー——」イギリス都市・農村共同体研究会、東北大学経済史・経営史研究会編『イギリス都市史研究——都市と地域——』（日本経済評論社、2004年）がある。また、イングランドのフラタニティについて概観したものとして、拙稿「都市の生活文化を支えた集団——フラタニティ——」綾部恒雄監修・川北稔編『結社の世界史4 結社のイギリス史——クラブから帝国まで——』（山川出版社、2005年）を参照。

4 本稿で利用した史料は、ノフォーク・レコード・オフィス Norfolk Record Officeにおいて、NCR Case 17b, St. George's Company, Rules, Regulations, List of Member, etc. 1452-1602, 1602-1729; Book of Livery 1645-1719、として分類されている。これらのうち議事録については、以下 Minutes と略して表記する。なお、本稿で利用する議事録は、1600年から1729年まで一貫して残っており、会員の登録、役職の選出・免除、規約やその違反者に対する処分などが記録されている。

5 これらの役職の他に、招集役 beadle、書記 clerk、会計役 surveyor などの役職があった。

役候補者が欠席する場合が多かったため、12名の参事が次年度の宴会役を指名し、欠席のまま宴会役に指名された者に対しては、後日指名されたことが彼の自宅に通知された。指名された者は、12週間以内にオルダマンの前に出頭し、宴会役への就任を承諾しなければならなかった。就任を承諾しない場合には、その12週間の終了後の1ヶ月以内に罰金40ポンドを収入役に納めなければならない、納めない場合には収監された⁶。

本稿が対象とする時期のほとんどは、オルダマン、参事、評議員、監査役、収入役を中心とする参事会がカンパニーの運営の中心となったが、1650年から1654年までの5年間は、参事に代わって市長就任式を運営する委員会が独自に設置された。すなわち、1649年の総会における決定によって、市長就任式の運営に関する権限が総会にあるとされ、市長就任式に関連する従来のすべての規約が無効となり、カンパニー役職が従来持っていたすべての権限が停止された。そして、都市政府のオルダマン8名と市議員 common councillor 8名によって委員会が構成されたのである。また、宴会役は6名に増員され、そのうち3名は委員会が指名し、それら指名された3名がさらに3名を指名した。前年度の市長がカンパニーのオルダマンを務めることに変更はなかった。しかし、1655年には、これらの制度変更はすべて無効にされ、変更以前の制度が復活した⁷。

この制度変更の直接の契機は、ピューリタン革命期の1648年4月に市内で起こった暴動であったと考えられる。この暴動は自然発生的なものであったが、その背景には、長老派および王党派が市政において勢力挽回を図ろうとしたこと、また民衆のレベルでは議会による課税に対する不満が募っていたことなどがあった。この暴動はフリーウッド大佐の軍隊によって鎮圧されたが、その事後処理において下院が介入し、この暴動に参加した者は選挙権・被選挙権をともに奪われ、また都市政府の役職についている者のなかでこの暴動を幫助した者は解任された。この処分によって、都市政府のオルダマンであったジョン・ウッティング John Utting, ジョン・トリイ John Tooly, ジョン・クロスホールド John Croshold, マシュー・サザートン Mathew Sotherton, ウィリアム・ゴスリン William Gostlyn, ジョン・サッカ John Thacker らが解任され、3分の1以上の市議員が入れ替わることとなった⁸。一方、暴動直後に開催された1648年6月の聖ジョージ・カンパニーの総会で、ウッティングは前年度の市長であったのでカンパニーのオルダマンに、ゴスリンは評議員に、クロスホールドは監査役に、サッカは収入役に就任していたが、先の処分を受けて解任され、1649年4月には、それぞれ後任としてアドリアン・パーメンタ Adrian Parmenter, リチャード・ベイトマン Richard Bateman, リチャード・ウェンマン Richard Wenman, バーナード・チャーチ Bernard Church が就任した⁹。おそらく、暴動に関わった者に対する処分によって都市政府の役職を解任された者や市民権を剥奪された者は、先にあげた5名の他にも、聖ジョージ・カンパニー

6 Minutes, p. 18. 1606年にこのことが規定された。

7 *Account of the Company of St. George in Norwich from Mackerell's History of Norwich*, MS. 1737 (Norwich, 1851), pp. 42-43.

8 この暴動については、J. T. Evans, *Seventeenth-Century Norwich: Politics, Religion, and Government, 1620-1690* (Oxford, 1979), pp. 155-182; A. Hopper, 'The Civil War', in C. Rawcliffe & R. Wilson eds., *Norwich since 1550* (London, 2004); F. Blomefield, *An Essay towards a Topographical History of the County of Norfolk*, III (London, 1806), pp. 393-397, を参照。

9 Minutes, p. 223.

の会員の中にいたと思われるが、当カンパニーは都市政府から独立した団体であったために、暴動に関わった者たちがそのまま会員であり続ける可能性があった。それを警戒して、カンパニーの統制を強化するために、先のような制度変更が行われたと思われる。

カンパニーの参事会は、新会員の登録、規約の制定、宴会役の免除、会員に対する様々な処分などの権限を持っていた。カンパニーの会合の1年間の平均開催回数は、役職選出の総会と参事会を合わせると、1600年代から1650年代までは6～7回、1660年代と1670年代は8回、1680年代以降は10～13回であり、17世紀末以降開催回数が増加しているが、このことはおそらく、会員数の増加にともなって会議で処理すべき議題が多くなったことと関連していると思われる¹⁰。会議の開催回数を見る限りカンパニーの活動は継続性を持ち、17世紀末以降は活発になっている。

カンパニーの規模については、1708年の時点についてしかわからない。1708年の議事録には会費を納入した会員数が371名、このうち24名が都市政府のオルダマンであったことが記録されている¹¹。会費未納者を含めばもっと大きくなる可能性があるが、カンパニーの規模が大きかったことは疑う余地がない。新会員の登録数が17世紀の前半よりも後半のほうが多いところからみて、おそらく17世紀後半に会員数も増加したと思われる（後掲第3表参照）。

新会員の氏名を見る限り、男性を会員とする組織であったが、会員の寡婦が救貧手当てを支給される場合があった。すでに16世紀までに都市政府の24名のオルダマンと60名の市会議員が会員となることが規定されていたが、17世紀以降の議事録をみると、これら以外にも会員としての負担を引き受けることができるような富裕な市民 freeman が区を単位として選出されていたことがわかる。区は選出された者のリストを作成し、それをカンパニーに提出することとなっていたが、会員の選出が実際にどのような形で行われていたのかは不明である。新会員の社会的地位については、新会員が登録前後についた都市役職からある程度判明する。第1表は、サンプルとして1600年代と1690年代に登録された者のデータを整理したものである。1600年代は、登録者数113名のうち86名が登録前後に都市役職に就任しており、この86名が生涯のうちについた都市役職のポスト総数が254である。1690年代には、登録者数246名のうち129名が登録前後に都市役職に就任しており、この129名が生涯のうちについた都市役職のポスト総数が245である¹²。ただし、登録された年度に何らかの都市役職についていたことを確認できる者は、1600年代には19名、1690年代には18名しかおらず、したがって、都市役職に就任すると同時に、カンパニーに自動的に登録されるというわけではなかった¹³。

10 1650年から1654年にかけて委員会が独自に設置された時期に関しては、委員会の開催回数を集計している。

11 Minutes, p. 601.

12 会員が就任した都市役職については、T. Hawes ed., *An Index to Norwich City Officers 1453-1835, Norfolk Record Society Publications*, LII (Norwich, 1986) を参照した。この刊行史料は、市会の議事録に記録された役人の氏名をもとに作成されたものであり、役職によっては特定の年度に就任した者の氏名が一部不明であるが、かなりの程度網羅されている。役職就任者の氏名が不明の年度は、Hawes ed., *An Index to Norwich City Officers*, pp. xvi-xvii, に整理されている。

13 登録時に就任している都市役職を確認できる者の構成は以下のとおりである。1600年代（1690年代）は、徴収役 collector が4名（0名）、治安役 constable が10名（6名）、市会議員が3名（10名）、会計役 foreign receiver が1名（1名）、職杖奉持役 sergeant at mace が1名（1名）である。

当カンパニーの会員は、都市役職につくような有力市民によって構成されていたが、17世紀末になると、都市役職についていることが確認できる者の比率が低下している。史料上の制約から都市役職についていることが確認できないケースがあることは否定できないとしても、17世紀末には、都市役職についていない者たちをも会員として取り込んでいったことによって、当カンパニーの規模が大きくなった可能性が高い。この点は、カンパニーの参事が就任した年度についていた都市役職のデータからも明らかである。1600年代には参事の職は市会議員がほぼ独占しており、市会議員が就任するポストであったと考えられるが、1690年代になると市会議員は参事の総ポスト数120のうち約3分の1を占めているにすぎず、カンパニーの運営の中心部に都市政府のオルダマンと市会議員以外の者が参入していることが明らかである。ただし、評議員・監査役・収入役の職は、都市政府のオルダマンが1600年代も1690年代も独占している。また、宴会役については、1600年代に就任した37名のうち15名が市会議員、2名が監査役

第1表 新会員が就任した都市役職

都市役職名	1600年代	1690年代
acting speaker	-	2
alderman	9	8
auditor	7	11
chamberlain	1	-
chamberlain's council	13	11
clavor	6	3
clerk in the town clerk's office	-	1
collector	38	1
constable	65	87
coroner	5	4
common councillor	47	67
deputy clerk of the market	-	1
foreign receiver	2	2
mayor	4	4
poor guardian	-	22
sergeant at mace	2	1
sheriff	16	13
speaker	3	4
surveyor	27	-
surveyor of the grain stock	1	1
treasurer of river&streets rate	1	-
treasurer of the grain stock	5	-
undersheriff	1	2
water bailiff	1	-
計	254	245

surveyor, 1690年代に就任した40名のうち14名が市会議員、1名が治安役 constable であり、半数以上は宴会役就任時に都市役職についていることが確認できない。

以上の検討から、カンパニーの制度的枠組みは、ピューリタン革命の一時期に変更されたものの、17世紀から18世紀初頭にかけて基本的に変化がなかったが、構成員についてみると、より幅広い社会層から会員をリクルートしたといえる。市長就任式の運営に関わる負担を都市共同体構成員の義務として位置づけ、その担い手を広く集めていたのであり、市長就任式は都市全体をあげての祝祭であったといえよう。

2. 機能

当カンパニーにとって最も重要な行事は、市長就任式にあわせて毎年行われるプロセッションと宴会であった。18世紀初頭のマカレルの記述によれば、ヨハネの祝日（6月24日）の直前の火曜日に行われる市長就任式の前日の午後に、都市政府の全構成員とカンパニー会員がセント・アンドリュー教区にあるニュー・ホールから大聖堂までプロセッションを行いそこで祈祷し、再びニュー・ホールに戻ってカンパニーの参事らを選出された。市長就任式当日は、午前8時頃、都市政府の全構成員とカンパニー会員が、新市長の自宅に集まりシュガーロールとサック酒をとったあと、前市長の自宅までプロセッションを行いそこで朝食をとった。そして、大聖堂までプロセッションを行いそこで説教を聞き、ギルド・ホールに向かった。ギルド・ホールに到着すると、新市長はロープと金の鎖をかけられるとともに門の鍵を手渡され、宣誓し、就任のスピーチを市民たちに向かって行った。そのあと、ニュー・ホールで正餐をとり、次年度の宴会役を選出した¹⁴。

市長就任式は、周辺農村からも見物客が訪れるほどの大きなイベントであり、議事録には、プロセッションに加わった旗手 *standard bearer*、ドラゴン持ち *snap dragon bearer*、露払い *whiffler*、道化師 *dick fool* などに対して支給された手当てや衣装代、就任式の演出であるトランペット演奏、祝砲、花火などへの支出が記録されている。しかし、ピューリタン革命期には、プロセッションや宴会のあり方をめぐる対立があったことが議事録から伺える。たとえば、1645年6月の就任式では、議会派ピューリタンであった新市長マシュー・ベックオーヴァ *Mathew Peckover* のもと、宴会は中止され、祝砲、トランペット演奏、ドラゴンと聖ジョージの旗といった演出も禁止された。革命期に議会派の勢力下にあった地域では、伝統的な祝祭に対する弾圧が見られたが、これにノリッジの状況も対応している。だが、1647年に市長に就任したジョン・ウッティングは長老派であったが、議会において主導権を握ろうとする独立派軍幹部に対する反発から、王党派との距離を縮めていき、自らの就任式では、旗手、トランペット奏者に対する手当ての支給や祝砲に対する支出をしており、市長就任式を従来のに戻すことが企図されたようである。しかしながら、1648年4月の暴動直後の市長就任式では、独立派のエドモンド・バーマン *Edmund Burman* 市長がドラゴンの演出を取りやめた。1649年の市長就任式でも、新市長ロバート・バロン *Robert Baron* の要望により、ドラゴンは出されていない。1650年には経済状況の悪化から宴会の規模が縮小された。1650年代の議事録には、旗手と露払いに対する手当ての支給の記録が残っており、このことはプロセッションが行われたことを示唆するが、ドラゴンがプロセッションに戻ってくるのを議事録で確認できるのは1660年5月である¹⁵。

¹⁴ *Account of the Company of St. George*, pp. 48-52.

¹⁵ *Minutes*, pp. 210, 217-219, 225, 228, 233, 235, 244, 249, 252. また、D. Underdown, *Revel, Riot, and Rebellion: Popular Politics and Culture in England 1603-1660* (Oxford, 1985), p.259; R. Hutton, *The Rise and Fall of Merry England: The Ritual Year 1400-1700* (Oxford, 1994), pp.208, 230, を参照。ベックオーヴァ、ウッティング、バーマンのプロフィールについては、B. Cozens-Hardy & E. A. Kent, *The Mayors of Norwich 1403-1835* (Norwich, 1938), pp. 82-84; Evans, *Seventeenth-Century Norwich*, pp. 117, 139, を参照。

1640年代と1650年代にカンパニーの運営は、政治的・宗教的対立によって根底から揺さぶられたが、王政復古以降安定を回復した。革命期の特別な状況を除けば、宴会やプロセッションが継続的に執り行われていたのは、これらに様々な意義があったからである。プロセッションには、都市政府の構成員の結束と権威を都市住民たちに可視化する上で大きな意義があった。すなわち、都市の支配集団が、その内部に厳格な階層序列を維持しながらも、共同体として固く結束していることを示すことにより、都市共同体の理念を体現しようとしたのである。宴会は、階層的秩序と共同体的結束を支配層のなかに育む上で極めて重要であった。議事録には、カンパニーの会員が宴会場であるニュー・ホールに入場する順序に関する規定が記録されているが、これはカンパニー内部の階層秩序を重んじたものであると考えられる。また、宴会や会合の際に黒のガウンの着用が義務づけられていたのは、そうした規律を通じて、集団としてのアイデンティティを確認する意図があったものと思われる¹⁶。宴会役を引き受けることは、宴会を実施するうえで大きな経済的負担をおうだけでなく、招待客へのもてなしを始め宴会全体を取り仕切ることを通じて一人前の共同体構成員とみなされ、カンパニーの上級役職への就任の条件とされたのであった。

カンパニーを通じた社交は、会員たちにとって社会関係を広げていくうえで大きなメリットがあった。1663年5月の議事録には、宴会に誰を招待するのかをめぐって4名の宴会役の間で意見の対立が見られるが¹⁷、これはカンパニーを通じた社交関係がとても気を使う事柄であったと同時に、カンパニー内部に対立しあう利害関係があったことを示唆する。また、カンパニーを通じた社交は、市長就任式にあわせて開催される宴会の場だけではなかった。毎年市長の選出が行われる5月から市長就任式の直前の金曜日までの間、毎週のようにカンパニーの会合が開かれ、会合のあと、会員たちは市内の居酒屋で夜遅くまで過ごすことが多かったという¹⁸。カンパニーを通じた社交は、社会関係を広げ社会的に上昇していくうえで重要な機会を提供した。前節で指摘したように、登録時には都市役職についていない者が、その後様々な都市役職に就任していくケースが多く見られたことは、このことを裏づける。

当カンパニーは市長就任式の運営を主要な役割としていたが、フラタニティ的な相互扶助の機能も持ち続けた。困窮した会員に対する手当での支給件数をまとめたのが第2表である。そもそもカンパニーの会員が比較的上層の市民から構成されていたので救貧手当での支給件数そのものが少ないが、とはいえ、富裕な市民が困窮を完全に免れていたわけではなく、1701年から1706年にかけては毎年4～6件支給された。手当での額と支給の方法は個々のケースによって異なるが、週12ペンスを支給するケース、10シリングから40シリングを一括して支給するケースが多かった。

救貧手当を支給された者がカンパニーの中でどのような地位にあったのかについてみると、救貧手当を支給された者の総数36名（会員の寡婦を含む）のうち、参事の経験者が11名（夫が参

16 1615年には、宴会場に新会員が先に入場して起立したまま市長の入場を待つことが規定されている。Minutes, p. 59. ガウンの着用についての規定は、Minutes, pp.67, 130, 142, を参照。

17 Minutes, p.264. こうした問題に対応するために、同じような対立が今後生じた場合には、市長が事情を聴取して方針を決定すること、そして、宴会役は市長の決定にしたがうことが規定された。

18 *Account of the Company of St. George*, p. 53.

第2表 救貧手当での支給

年代	支給件数
1600年代	4
1610年代	5
1620年代	4
1630年代	3
1640年代	3
1650年代	0
1660年代	2
1670年代	2
1680年代	1
1690年代	0
1700年代	29
1710年代	6
1720年代	10
計	69

事を経験した寡婦3名を含む)、収入役のみを経験した者が1名、宴会役のみを経験した者が11名(夫が宴会役を経験した寡婦1名を含む)、カンパニーの役職を経験していない者が4名、残りの8名は役職経験のデータが不明である(寡婦4名を含む)¹⁹。手当では、困窮者に対して無条件に支給されたわけではなく、カンパニーの役職を経験し、カンパニーの運営に貢献した者が支給の対象となっていたようである。

会員以外の者に対する救貧としては、12名の貧民を宴会に招いて正餐を供し、12ペンスの手当てを支給した。これは17世紀以前から行われてきたが、多分に儀礼的な性格をもつものといえよう。1619年6月には、12名の貧民のうち、2名が市長によって、2名が新市長によって、2名がカンパニーのオルダマンによって、4名が宴会役によって、2名が会計役によって指名されることが規定された²⁰。カンパニーの議事録には、12名の貧民に選出された者の一部の氏名が記録されているが、いずれも、カンパニーの会員ではなく、ノリッジ市の市民権も持っていないので、都市の下層住民である可能性が高い。貧民を救済するという慈善

行為を通じて自らの魂の救済を願うという中世カトリック的な思想が、この時期の都市支配層にも依然として生きていたかどうかは疑わしいが、救済を施す側、すなわち都市の支配層であるカンパニーの会員にとっては、彼らが都市共同体全体の問題に配慮している姿勢を示すことによって、カンパニーの名声を高める意義があったのではなかろうか。

この他にも、会員ではない市内に居住する貧民に対して行われた救貧の記録が議事録に残っている。1699年10月に総額30ポンド、1700年6月に51名の貧民に対して12ペンスずつ、1700年9月に総額30ポンド、1701年6月に55名の貧民に対して総額2ポンド15シリング10ペンス、1702年6月に総額4ポンド、1703年6月と1704年6月にそれぞれ総額7ポンド(140名に対して12ペンスずつ)が支給された²¹。1699年から1704年にかけて救貧支出が増加しているのは、1698年に不作のため小麦の価格が高騰したこと、1703年に大暴風がノリッジ周辺を襲い、家屋などに大きな被害をもたらしたことが²²、背景となっているように思われる。いずれにせよ、会員以外に対する救貧は、恒常的で組織的な大規模な事業として行われていたわけではなく、緊急事態への対応として行われていたと考えられる。

19 不明のケースには、史料の物理的な保存状況の悪さから氏名を読み取れないケースと、寡婦であることは確認できるが、夫の氏名を特定できないために、夫が経験した役職を特定できないケースが含まれている。

20 1653年には市長が2名、新市長が2名、カンパニーのオルダマンが2名、6名の宴会役がそれぞれ1名ずつ指名することが規定された(宴会役の定数が6名になったことに対応している)。Minutes, p. 234.

21 Minutes, pp. 512, 515, 518, 523, 530, 540, 549.

22 Blomefield, *An Essay towards a Topographical History of the County of Norfolk*, III, pp. 426, 431.

3. 役職忌避

カンパニーの社会的統合は、どの程度まで自発的な意思によって、あるいは組織の強制力によって支えられていたのだろうか。それを推測する上でひとつの目安になるのは、会員登録のための出頭命令の件数に関するデータである（第3表参照）。各区で会員に選出されたにも関わらず、登録のために出頭しない者に対しては、招集役 beadle によって出頭命令が発せられた。出頭命令を受けた者のうち後に登録した者の占める比率が高い場合、それだけカンパニーへの加入を強制する力が強く働いていたとみなすことができるとすれば、出頭命令が出されていない1640年代と1650年代を除くと²³、加入を強制する力にそれほど大きな変化はない。ただし、全登録者数のうち、出頭命令を受けたあとに登録した者の数が占める比率が高い場合、カンパニーの加入強制が作用しているとみなすことができれば、加入強制が顕著に強く作用している1670年代を除けば、17世紀前半よりも17世紀後半の方が加入を強制する力は若干弱まっている。出頭命令と登録に関するデータ

第3表 出頭命令件数

年代	登録者数 (a)	出頭命令を 受けた者(b)	出頭命令 後に登録 した者(c)	% (c)／(b)	% (c)／(a)	氏名不明
1600年代	113	58	36	62.1	31.9	0
1610年代	165	94	65	69.1	39.4	8
1620年代	105	59	41	69.5	39.0	2
1630年代	129	50	37	74.0	28.7	1
1640年代	74	0	0	0.0	0.0	0
1650年代	126	0	0	0.0	0.0	0
1660年代	232	54	23	42.6	9.9	1
1670年代	188	175	116	66.3	61.7	0
1680年代	204	65	42	64.6	20.6	1
1690年代	246	52	35	67.3	14.2	5
1700年代	157	18	14	77.8	8.9	0
1710年代	205	73	40	54.8	19.5	1
1720年代	380	72	53	73.6	13.9	1
計	2,324	770	502	65.2	21.6	20

²³ 前節で検討したように、この時期は、カンパニーの運営が混乱しており、そのため出頭命令が下されなかったものと思われる。

では、入会にあたって会員の自発的な意思が著しく低下したとみなすことはできないであろう。

しかし、18世紀初頭になると、市民のなかには、会員として選出されることを避けるために、区が作成して書記に提出するリストに氏名を載せない者が現れる。すなわち、区がリストを作成する段階で忌避が見られるのである。1705年4月には、オーヴァ・ザ・ウォータ区 Over the Water から会員が選出されておらず、これに関する調査が命じられた。1706年5月の議事録によれば、こうしたことが7年以上も前から見られたとされ、とりわけオーヴァ・ザ・ウォータ区の市民なかに多く見られたとされる。これを防止するために、この年には厳正にリストが作成されたが、この区の何名かの市民が、このリストから書記が記録をとることを力づくで阻止しようとした事件が起こった²⁴。

会員の自発的意志と組織の強制力に関してもうひとつの目安となるのは、宴会役の忌避である(第4表参照)。宴会役を忌避するには3つの方法があった。ひとつは、会員登録の際に登録から数年の免除期間を申請して期限つきで免除される方法である。この場合、免除期間は8年が最も多い。もうひとつは、高額(15～30ポンド)を支払うことによって永久に忌避するケースである。最後は、宴会役に選出されたあとに就任を拒否して高額(15～30ポンド)の罰金を支払うケースである。最初の

第4表 宴会役免除件数

年代	総免除 件数	免除者 実数	無期限免除 (%)	期限つき 免除	免除期限 不明	免除後役 職就任者	免除後の 役職就任 不明
1600年代	83	71	19(22.9)	56	8	21	0
1610年代	178	161	19(10.7)	158	1	38	1
1620年代	120	95	28(23.3)	90	2	22	2
1630年代	171	126	45(26.3)	126	0	36	3
1640年代	108	80	20(18.5)	87	1	20	8
1650年代	108	102	7(6.5)	101	0	26	0
1660年代	245	221	20(8.2)	221	4	39	3
1670年代	212	185	22(10.4)	179	11	35	0
1680年代	248	200	31(12.5)	214	3	27	4
1690年代	315	253	44(14.0)	269	2	38	5
1700年代	265	177	83(31.3)	182	0	28	2
1710年代	342	238	139(40.6)	203	0	38	1
1720年代	530	425	111(20.9)	419	0	23	2
計	2,925	2,334	588(20.1)	2,305	32	391	31

24 Minute, pp. 558, 572.

方法による忌避は、1610年代以降増加し始めるが、1660年代以降顕著に増加する。その増加は、登録者数の増加と軌を一にしているところからみて、期限つきの免除資格を得られることが、負担のとても大きい役職である宴会役に就任する可能性を減じ、登録数を増加させたと想定できないだろうか。また、登録者数が多くなれば、それだけ宴会役に選出される可能性が低くなるので、登録者数が顕著に増加したこと自体も会員登録への心理的なハードルを低くしたように思われる。カンパニーを運営する側からみれば、多くの会員と宴会役候補者を確保しやすくなるというメリットがあった。特に17世紀後半には、都市の規模が大きくなっていくことに対応するために、また革命期に動揺した秩序を回復するためにも、カンパニーは積極的に会員数の増加を図ったように思われる。しかし、会員数を増加させるために宴会役の免除を容易にしたことによって、一方では会員数の増加という目的はある程度達成できたものの、他方では宴会役の職務を負担したくない会員を多く集めてしまうことにもなる。

第2の方法についてはどうか。総免除件数に占める無期限免除の比率の趨勢を見ると、17世紀前半から17世紀後半にかけて若干低下し、17世紀末から18世紀初頭にかけて上昇している。高額の免除金を支払って忌避するのであるから、共同体構成員の一員としての義務を強く意識しているといえるかもしれない。しかし、宴会役を引き受けることは、宴会費用を負担するという経済的負担だけでなく、宴会を取り仕切るために時間的・精神的にも大きな負担をすることを意味したとすれば、裕福な市民の中には、時間的・精神的な負担を回避できるのならば、罰金の支払いという経済的負担をいとわない者が多くなってきたと考えられる。18世紀になると、宴会役に選出されたあとにでさえ免除が認められるケースが多く見られる。1600年から1729年までの間に、こうしたケースは全部で32件あるが、そのうち24件は1700年から1729年までの間に見られた。第3の方法、すなわち宴会役に選出されたあとに就任を拒否して罰金を支払うケースは、1600年から1729年の間に11件しかない²⁵。17世紀にも宴会役に選出されたあとに本人が就任を承諾しないケースがあったけれども、そうしたケースは少なく、また、カンパニーが就任を承諾しようとしなかった者に対して強く説得して承諾させることが多かった。しかし、18世紀になると、カンパニーによる説得も熱心には行われなくなったようであり、免除金を支払いさえすれば忌避を認める姿勢をカンパニーの側が見せるようになったように思われる。

さらに、1715年6月には、カンパニー会員のなかの一部のグループが、従来の宴会役免除に関する規定によらずに、宴会役を免除されている。すなわち、67名の会員がそれぞれ5ポンド拠出して総額335ポンドを支払うことによって、永久に免除されたのである。このグループのなかには、都市政府のオルダマン2名とシェリフ1名が含まれており、このことは、都市政府の主要構成員のなかにも、宴会役免除に関する従来の規定に対して不満があり、その改正を求める動きがあったことを示唆する²⁶。

²⁵ 宴会役選出後の免除件数は、第4表の免除件数には参入されていない。

²⁶ Minutes, pp. 646-647.

第5表 宴会役の上昇

宴会役 就任年代	宴会役 就任者数	うち上昇 した者	%
1600年代	37	21	56.8
1610年代	40	17	42.5
1620年代	40	21	52.5
1630年代	40	24	60.0
1640年代	40	25	62.5
1650年代	46	21	45.7
1660年代	40	25	62.5
1670年代	40	26	65.0
1680年代	40	19	47.5
1690年代	40	22	55.0
1700年代	40	14	35.0
1710年代	40	23	57.5
1720年代	40	14	35.0
計	523	272	52.0

宴会役に就任することは、負担が大き
いだけで、何のメリットもなかったかとい
えば必ずしもそうではなく、カンパニ
ーにおける社交関係を通じて社会的地位
を上昇させるチャンスともなった。しか
しながら、18世紀初頭には宴会役から上
級役職への上昇の可能性が低下したこと
もあり、宴会役を引き受けるメリットは
減じられた(第5表参照)²⁷。カンパニー
内部の社会的流動性を検討するために、
カンパニーの役職の入れ替わりのデー
タも見ておこう。第6表は、カンパニー
役職経験者が、最後に役職に就任した
年代までに、何回役職を経験したかを
整理したものである²⁸。ある特定の年
代についてみたときに、役職経験回数
の多い者の比率の高いことが役職就
任者の入れ替わりが

少ないことを意味しているとすれば、大
まかな趨勢としては次のようなことがい
えよう。すなわち、17世紀初頭は役職
就任者の入れ替わりが比較的少なく、
1640年代から1660年代にかけては
役職就任者の入れ替わりが相対的に多
くなり、再び1670年代以降入れ替わ
りは少なくなる。確かに、1720年代
に最後の役職を経験した者は、仮に
当カンパニーが1730年代以降も長く
存続したとすると、役職経験回数が増
える可能性がある。しかし、それ以前
の年代と比較して入れ替わりが多くな
っているわけではないので、カンパニ
ー内の社会的流動性は低下する傾向に
あったといえるだろう。

こうしたカンパニー内部の役職就任者
の入れ替わりの変化は、ノリッジの政
治的状況と関連があるように思われ
る。すでに前節で指摘したように、
1640年代から1660年代にかけて、
都市政府の構成員がパージなどによ
って大きく変化した。カンパニーの
役職就任者が都市政府のなかで重
要な役職についていたことが多かつ
たので、都市政府の構成の変化が
カンパニーの役職就任者の入れ替
わりを促したと考えることができよ
う。1670年代以降の相対的な政治
的安定は、都市政府の構成を安定
させ、また、カンパニーの役職就
任者の入れ替わりを相対的に少な
くしたといえる。しかし、17世紀
末以降に役職忌避の傾向が強まる
ことを考慮に入れれば、カンパニ
ーの運営の中核に位置する

27 ただし、1720年代に宴会役に就任した者は、1730年代以降にもカンパニーが存続した場合には、上級役職へ上昇した可能性があり、そのため上昇率は低くなっていると思われる。

28 役職経験回数を数える際に対象とした役職は、オルダマン、参事、評議員、監査役、収入役、宴会役である。

第6表 役職経験回数

引退年代	1回	2-4回	5-7回	8-10回	11回以上	計
1600年代	25	8	5	3	9	50
1610年代	15	4	5	4	7	35
1620年代	19	7	6	0	3	35
1630年代	22	12	5	6	10	55
1640年代	19	15	8	5	7	54
1650年代	29	6	5	3	4	47
1660年代	18	16	12	1	5	52
1670年代	22	6	4	1	6	39
1680年代	27	12	7	6	5	57
1690年代	26	6	7	2	6	47
1700年代	34	9	8	2	7	60
1710年代	27	15	1	6	5	54
1720年代	33	7	11	9	10	70
計	316	123	84	48	84	655

者たちと一般会員の間には、カンパニーに対する帰属意識の点でズレが生まれつつあったといえよう。

おわりに

当カンパニーの祝祭が、聖ジョージとの関連を弱めて市長就任式と一体化したことによって、都市政府から独立して存在する団体である当カンパニーが市長就任式の運営の権限をもつことの合理的根拠は、制度的な側面から見る限り弱くなったように思われる。他方で、17世紀末以降、会員数は増加するものの、入会の忌避と役職就任の忌避が見られ、カンパニーの求心力が低下していったとき、カンパニーの存在そのものに批判が向けられていった。最後にカンパニーの廃止のプロセスを検討して、本稿を閉じることとしたい。

聖ジョージ・カンパニーを廃止に導く上で最も大きな役割を果たしたのは、都市政府のオルダマン、ウィリアム・クラーク William Clarke²⁹であった。クラークは、当カンパニーの有する様々な権限の由来を調査するために、過去の市会の議事録を読み返した。その結果、当カンパニーが、も

29 クラークのプロフィールについては、N. Rogers, *Whigs and Cities: Popular Politics in the Age of Walpole and Pitt* (Oxford, 1989), pp. 338-339, を、18世紀ノリッジの市政全般については、M. Knights, 'Politics, 1660-1835', in Rawcliffe & Wilson eds., *Norwich since 1550*, を参照。

とも自由意志に基づいて入会した会員によって構成されるフラタニティにすぎなかったこと、そして、1547年のチャントリ解散令によって、当カンパニーがその当時までもっていた様々な権限は無効になっていたことを突き止めたのである。クラークは、1730年9月の市会において彼の調査結果を報告し、その結果、市会のなかに当カンパニーの権限に関する調査委員会（オルダマン6名と市会議員6名によって構成、クラークも委員の1人）が設置され、この委員会は、聖ジョージ・カンパニーの権限にはいかなる法的根拠もないという最終的な結論を出したのである。

そして、聖ジョージ・カンパニーは、自らの所有するすべての特許状、議事録、レガリア、一切の動産を都市政府に移譲することとなり、1732年2月に移譲が完了した。一方、市長就任式当日のプロセッションでは、24名の都市政府のオルダマンと60名の市会議員がガウンを着用して馬にまたがることとなった。また、露払い、ドラゴン持ち、道化師は従来どおりプロセッションを先導するために必要であるとみなされ姿を消すことはなかったが、彼らの手当ては都市政府から支給された。新市長は就任式当日の朝食を提供することをやめて、宴会のみを主催することとなった。市長は、就任式当日の負担が増えたかわりに、それまで自らが主催していた5月と8月の大きな宴会は開催されなくなった。こうして、市長就任式という本来都市政府が担うはずの行事を、都市政府とは別個の独立した団体が運営するという制度的な矛盾は、当カンパニーが都市政府に吸収されるという形で解決されたといえよう。そして、市長就任式の運営にあたって市民の様々な負担が軽減された³⁰。

カンパニーの廃止は、都市の祝祭それ自体が否定されたことを意味するわけではない。祝祭の性格とその運営方法が対応していなかったことが、聖ジョージ・カンパニーの問題であった。とすると、次の課題となるのは、都市の様々な祝祭全体を見渡しながら、祝祭のあり方が17世紀から18世紀にかけてどのように変化していくのかを、祝祭を支える意識の面にまで立ち入りながら検討していくことであろう。

（からさわ たつゆき・本学経済学部教授）

[付記] 本稿は、科学研究費補助金基盤研究（B）「18世紀イギリス都市における市民的社交圏の形成」（研究課題番号18330075、研究代表者 中野忠）および科学研究費補助金基盤研究（C）「近世イギリスにおける都市基盤整備に関する研究」（研究課題番号18530264、研究代表者 唐澤達之）による研究成果の一部である。

30 廃止のプロセスの詳細については、*Account of the Company of St. George*, pp. 54-62, を参照。